

食の安全・安心のために食品表示制度のさらなる
推進を求める意見書

繰り返される加工食品の産地偽装事件を受けて、多くの消費者は食の安全・安心の確保のために、国産品の自給力の向上と冷凍食品原料を始めとする加工食品の原料原産地の表示義務化を願っている。

また、わが国において、遺伝子組み換え作物が食品として承認されてから13年が経過し、現在多くの遺伝子組み換え食品が流通している。

一方、遺伝子組み換え食品の人体に対するリスクや動植物を含めた環境への長期的安全性についての論争はいまだ決着しておらず、国民の多くが遺伝子組み換え食品に対して不安を覚えている。にもかかわらず、流通している遺伝子組み換え食品のうち、32食品群の加工食品のみが義務表示の対象となっている状況である。

今こそ、食の安全・安心のためにトレーサビリティとそれに基づく表示制度及び遺伝子組み換え食品の表示制度の見直しにより、国民の食品に関する不安を払拭することが必要である。

よって、国会及び政府におかれては、消費者が、食品に関する正確な情報を知り、選ぶことのできる社会を構築するため、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 加工食品原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を一層推進すること。
- 2 全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を一層推進すること。
- 3 クローン家畜由来食品の表示を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月21日

熊 本 県 議 会 議 長 小 杉 直

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
厚 生 労 働 大 臣	長 妻 昭 様
農 林 水 産 大 臣	山 田 正 彦 様
国家戦略・消費者担当大臣	荒 井 聡 様